

2022年度

第18回みやこ祭

第4回 みやこ祭参加準備会議

日時：9月22日（木）13：00～

場所：オンライン（Zoom）

項目

1. 安全委員会より	1
(1) 装飾について	1
(2) 各種規約について	4
(3) 誓約書について	12
(4) 各種終了時刻について	13
(5) 安全管理責任者会議について	14
(6) 清掃・ごみ処理について	15
(7) 駐車・駐輪規制について	18
(8) フロア・ブロック代表団体について	19
2. 商業施設の利用について	20
(1) イトーヨーカドーのダンボールの利用について	20
(2) 商業施設を利用する際の注意	20
(3) 両替に関する注意	20
3. 事務局より	21
(1) 個別折衝について	21
(2) 今年度のみやこ祭について	22
4. 広報局より	25
5. その他	26

1. 安全委員会より

(1) 装飾について

大学祭期間中の汚損・破損を防ぐために、装飾を行う際には以下の注意事項を守るようお願いします。

提出していただいた装飾案に記載されていない装飾を行っているのを発見した場合、取り外していただく可能性があります。あらかじめご了承ください。

【共通の注意事項】

- ・ 通行の妨げになるようなものは禁止する。
- ・ 公序良俗に反するものは禁止する。
- ・ 安全委員会本部が、危険だと判断するもの（簡単に落下する、触れたら怪我をする等）は禁止する。
- ・ 火気の使用は禁止する。

① 模擬店装飾

- ・ 装飾の接着はすべて養生テープで行う。
- ・ 模擬店テント天幕への直接の接着は行わず、天幕をビニールシートで覆ったうえで装飾を行うか、装飾の四方をビニールひもで骨組みに固定する。
- ・ 天幕の上に重いものを置かない。
- ・ 骨組みの接続部分への装飾は不可とする。それ以外の骨組みの部分への装飾は養生テープかビニールひもを使用する。
- ・ 看板はテントの天幕下の高さを超えないものとし、ビニールひもで骨組みに固定する。

② 屋内装飾

- ・装飾は養生テープ、マスキングテープを使用して行う。

< 教室内 >

箇所	特記事項
床	床に直接ペイントすることを禁止する。
壁	壁紙を変化させる(汚す・破壊する等)行為を禁止する。
黒板	学校のチョーク以外の使用を禁止する。
扉	扉が開かないような装飾を禁止する。
天井	天井に物をつるす場合は確実に固定を行う。
窓	窓枠のみ 装飾を許可する。

教室外の装飾は教室の入口から出口までの範囲で教室から 1 m 以内の場所に限る。
ただし、通行の妨げとならないようにする。

< 1 号館の教室外 >

物	特記事項
看板	60cm×90cm まで。 自立する場合、2kg ほどの重り(ペットボトルなど)をつける。 自立しない場合、ビニールひもで椅子に固定する。
机	2 個まで設置可能。
椅子	4 個まで設置可能。

< 7 号館の教室外 >

看板・机・椅子等の設置は通行の妨げとなるため不可。ただし、スタジオの前は通路が広いので、1 号館と同様の装飾を可能とする。

③ 特別参加団体装飾

■ 講堂

・装飾はステージ上とステージ下のみ可能である。ただし、看板の設置はステージ上に限る。

■ イベントステージ

・装飾はステージ上のみ可能である。ただし、看板の設置はステージ下に限る。

・ステージ下のスペースを使う場合は安全委員会と相談の上、認められた場合のみとする。

・看板を立てる場合は60cm×90cmまでの大きさとし、2kgほどの重り（ペットボトルなど）をつけたうえで、自立するもののみとする。

・イベントボードへの装飾はイベントボードの塗料がはがれるため禁止する。

<教室外の物品設置>

教室外の装飾は教室の入口から出口までの範囲で教室から1m以内の場所に限る。ただし、通行の妨げとならないようにする。

物	特記事項
看板	60cm×90cmまで。 自立する場合、2kgほどの重り（ペットボトルなど）をつける。 自立しない場合、ビニールひもで椅子に固定する。
机	2個まで設置可能。
椅子	4個まで設置可能。

(2) 各種規約について

大学祭期間中は、本条規をもとに「違反」の判断やそれに対する「処分」を行います。必ず目を通してください。

〔1〕大学祭期間中における違反事項に関する条規

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくことに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は2022年度大学祭にのみ適用される。ただし、第5条③は除く。

第3条（参加申請）

2022年度大学祭に参加するすべての団体は、大学祭における安全防災の保証のため、参加申請が受理されたのち、供託金を大学祭実行委員会（大学祭期間中は「大学祭本部」と称する）に納めなければならない。金額は第7条に定める。

※ 「大学祭に参加するすべての団体」とは、屋内参加・模擬店参加・特別参加で参加する団体を指す。

第4条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- ① 飲酒に絡んだ問題を起こした場合。特に未成年飲酒に絡んだ問題や近隣住民に迷惑となる行為を指す。飲酒に絡んだ問題が起きた場合、それ以後の大学祭期間中における飲酒の全面禁止を含む何らかの制限を課す。
- ② 完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ安全委員会の警告に応じず退構しなかった場合。ただし、特別に認められている場合は除く。
- ③ 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- ④ 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- ⑤ 法律に著しく違反する場合。

第5条（処分）

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体への処分はその度合いにより以下のいずれか、もしくはその複数の処分を課すものとする。

- ①供託金を没収する。
- ②今年度、大学祭への継続参加を認めない。
- ③来年度以降、一定期間大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者および来場者への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者および来場者が違反等を犯した場合、ただちに、大学祭本部、安全委員会本部および大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（供託金の金額）

- ①営利を目的としないゼミおよび研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
 - ②営利を目的としない参加団体のうち第7条①に該当しない参加団体は、
5,000円とする。
 - ③営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合に加盟している団体及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体は、
10,000円とする。
 - ④営利を目的とする参加団体のうち第7条③に該当しない参加団体は、
20,000円とする。
- ※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第8条（供託金の返金）

処分を受けなかった団体の供託金は、大学祭終了後に機会を設けて返金する。

第9条（供託金の使途）

没収した供託金は公的機関に寄付する。なお、供託金を期日までに受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をするが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

第10条（行事の終了時刻）

21時をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第11条（完全退構時刻）

21時30分をもって構内から完全退出とする。ただし、特別に認められている場合を除く。

〔2〕安全防災規約

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは屋内参加・模擬店参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は2022年度大学祭にのみ適用される。ただし、第6条は除く。

第3条（火気使用）

- ・屋内での火気使用は禁止する。
- ・所定の場所に設けられた喫煙所以外での喫煙は禁止する。
- ・火気を使用する団体は安全委員会に届け出を行い、消火バケツ等を用意する。
- ・プロパンガスボンベ・カセットコンロ・発電機・その他火気を使用する団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ・発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ・模擬店で使用するプロパンガスボンベ・発電機のガソリンは、大学祭期間中毎日所定の場所に返却する。
- ・カセットコンロを使用する際はガスボンベの管理をしっかりと行い、使用しない時はガスボンベを外す。
- ・焚火・花火・爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条（安全防災・会場整備）

- ・会場に、看板・テント等を設置する場合は安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ・非常口・緊急車両の通路・消火栓前スペース・点字ブロックはふさがないようにする。
- ・許可なく場所を占拠しての楽器演奏等の行為は禁止する。
- ・大学祭期間中、安全に関する問題がある場合や暴力行為・破損行為・緊急事態があった場合は、その收拾とともに責任の所在を明らかにするよう努める。大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については補償金制度の規定に基づく。
- ・その他、公立大学法人東京都立大学南大沢キャンパス校舎管理規程に従う。ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

- ・21時をもって大学祭行事すべてを終了し、21時30分までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は事前に安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ・屋外での音出しは、9時30分から19時までとする。
- ・騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で大学祭実行委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ・電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ・飲食物を取り扱う団体は事前に安全委員会に届け出る。届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ・指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道や散水栓等は使用しない。
- ・医療体制は安全委員会が保健室および近隣の病院に依頼し、その指示に従う。
- ・その他、周囲に甚だしい迷惑をかける行為や、大学祭にふさわしくないと大学祭本部および安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条および第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。また、安全委員会が定めた夜間残留・騒音についての違反も同条規による処分を適用する。

〔3〕 供託金制度

i) 趣旨

この供託金制度は、飲酒をはじめとする大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に終わらせること、さらには私たち学生が大学側との信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うことを保証する目的があります。

過去の大学祭での一部の学生の常軌を逸した行為の結果、飲酒に絡んだ問題が起き、飲酒行為は全面禁止となりました。

昨年度は供託金没収となるまでの問題・事故は起こりませんでした。

しかし、未だに危険な飲酒をする光景が見られることから、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透したとは言えない状況です。飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった以上、私たちはこの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めなければなりません。私たち全員が飲酒に絡んだ問題の重みを理解し、責任を持つべきだと考えています。

飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった場合、来年度以降の大学祭が飲酒解禁のもとに行われるという保証はありません。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、飲酒を禁止します。

ii) 制度内容

・大学祭に参加する全ての団体は供託金として、参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に納めるものとします。

※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体を指します。

・大学祭期間中に飲酒をはじめとするあらゆる問題を起こし、悪質であると安全委員会本部が判断した場合、対象の団体から処分として供託金を没収します。

・「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起さなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返金を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付します。

iii) 対象・金額

- ① 営利を目的としないゼミおよび研究室単位での参加団体には、供託金を課しません。
- ② 営利を目的としない参加団体のうち①に該当しない参加団体は、5,000円とします。
- ③ 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体およびクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は、10,000円とします。
- ④ 営利を目的とする参加団体のうち③に該当しない参加団体は、20,000円とします。

※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とします。

iv) 管理・返金

供託金の管理は大学祭実行委員会が行います。

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起さなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返金を行います。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付します。

〔4〕補償金制度

i) 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「自主管理・自主運営」を行うという大学祭の理念に基づいて実施しています。この制度により大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合は、参加団体全体でその責任を分担する必要があります。

大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となったり、最悪の場合、大学祭を開催できなくなったりするおそれがあります。これは、そのような事態を防ぎ、例年使用している施設の使用を継続していくため、そして来年度以降新たな施設の使用を可能にするために必要な制度です。

また、責任を各団体で分担することによって、「自主管理・自主運営」の理念を各団体の全員に理解していただくことを目指します。さらに各団体で注意し合うことにより、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がります。

ii) 制度の内容

大学祭の参加団体に一律に、規定の金額を補償金として大学祭実行委員会に納めてもらい、大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかさないです。その修理費を差し引いた残金を各団体に均等に返金します。ただし、責任の所在が明らかでない場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。なお、当事者が特に限定されると判断した場合はこの限りではありません。

※ 責任の所在を特定できない場合、補償金制度を適用する場合がありますので、各団体が汚損・破損のないように各施設を使用してください。

iii) 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律5,000円とします。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず5,000円とします。

※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体を指します。

iv) 管理・返金

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。精算終了後、大学祭実行委員会が会計報告を行います。

補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は全額を返金します。適用がなされた場合は修理費を差し引いた残金を返金します。返金の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付します。

v) 清掃費

大学祭終了後、大学構内の敷石に油染みが目立ちます。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、補償金の適用外とします。

大学構内の敷石の油染みの除去を含む清掃を業者に委託します。その費用は、清掃費として模擬店参加団体から1日2,000円を徴収し、不足分は大学祭実行委員会です。で負担します。(追加徴収はありません。)

なお、徴収した清掃費は全額、大学構内の敷石の清掃に使わせていただくため、返金はありません。清掃費の管理、支払い、会計報告は大学祭実行委員会が行います。

2022年6月30日

(3) 誓約書について

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」をはじめとした各種規約、そのほかの安全委員会からの大学祭期間中の諸注意に関して、各団体に一層の理解・徹底をしていただくために、『誓約書』を提出していただきます。安全管理責任者が誓約書に必要事項を記入し、署名したうえで提出してください。

提出期限は10月13日(木)第5回 みやこ祭参加準備会議終了後までです。

学生ホール201 談話室に平日の17時から18時までの間に紙を受け取り、記入し、提出してください。提出の際に安全管理責任者の方の学生証を確認しますので、安全管理責任者本人が、学生証をご持参の上お越しください。

<注意点>

・誓約書を提出しない場合、第18回みやこ祭に参加できなくなりますので、必ず提出してください。やむを得ず締切を過ぎてしまう場合は、事前に安全委員会にご連絡ください。

・連絡先は大学祭期間中必ず連絡のつく連絡先を再度ご確認の上、ご記入ください。以前ご記入いただいたものと異なる場合には、メールにて確認させていただきます。

・みやこ祭への参加を取り止める場合には、必ず大学祭実行委員会にお知らせください。参加取り止めの連絡がない場合、供託金・補償金の適用がなされる場合がありますのでご注意ください。

(4) 各種終了時刻について

今年度の各種終了時刻は以下の通りです。

<u><片づけ開始時刻</u>	<u>20:00</u>	>	模擬店を終了し、テントをたたみ始める時刻
<u><行事終了時刻</u>	<u>21:00</u>	>	企画を終了する・模擬店テントを畳み終える時刻
<u><完全退構時刻</u>	<u>21:30</u>	>	構内から完全に退出する時刻

これ以降翌朝7時までの入構を禁止とする。

※ 適用期間：11月2日（水）～11月6日（日）

参加団体のみなさんにはご迷惑をおかけしますが、各種終了時刻を徹底していただくよう、ご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

なお、大学祭期間中における違反事項に関する条規に基づき、**夜間の再入構は禁止**となっておりますので、忘れ物のないようにしてください。

(5) 安全管理責任者会議について

大学祭の安全防災について参加団体の皆様に理解を深めていただき円滑な運営を行うために、今年度も安全管理責任者会議を開催します。

日時に関しては以下の通りです。

■ 安全管理責任者会議

日程：10月20日（木）

時間：17：00～（予定）

場所：11号館204番教室

安全管理責任者およびフロア・ブロック代表団体の代表者を対象にした会議です。

万が一、緊急の用事などにより上記の日程の会議に参加するのが難しい場合、個別に対応いたしますので会議前日までに、安全委員会までご連絡ください。なお、会議の代理出席は認めません。必ず、本人がお越しください。

メールアドレス tmuanzen@gmail.com

（右のQRコードからも読み取れます。）



(6) 清掃・ごみ処理について

【ごみ処理に関する注意】

- ・今年度のみやこ祭でのごみ分別は可燃、不燃、カン、ペットボトル、ビンの5分別です。各団体の使用している教室やテントに5分別が可能なごみ箱を用意し、分別を行ってください。今年度も9号館裏駐車場に仮設ごみ集積所を設置します。満杯になったごみ袋はそちらまでお持ちください。
- ・ごみの分別は次のページのごみ分別表に沿って行ってください。
- ・スプレー缶やカセットコンロ用のガスボンベは必ず使い切って穴をあけてから捨ててください。穴あけ器は仮設ごみ集積所に用意しますので、穴あけ器を持っていない団体は廃棄の際に常駐している大学祭実行委員までお声かけください。
- ・5分別にあてはまらないごみは別途回収します。詳細は次ページのごみ分別表をご確認ください。
- ・各団体で使用した汁物は雨水用の排水溝やトイレ等には絶対に流さず、ペットボトルに詰めるなどして持ち帰ってください。
- ・廃油の処分方法については今後の会議等で説明します。
- ・次ページのごみ分別表に記載されているごみはすべて仮設ごみ集積所（9号館裏駐車場）にて受け付けます。

【2022年度 第18回みやこ祭 ごみ分別表】

	分別	具体例
5 分 別	可燃	紙皿、ダンボールの破片、濡れたダンボール 木くず、ガムテープ、生ごみ、残飯等
	不燃	プラスチック、ビニール、アルミ箔 ビンの蓋、発泡スチロール等
	カン	アルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	
	ビン	
そ の 他 分 別	飲料水以外のカン	スプレー缶、カセットコンロのボンベ、塗料の空 き缶、空の一斗缶、ペンキ缶等
	木材	看板等に使用したベニヤ板、角材（30cm以 上）等 ※ 釘等は抜く
	ダンボール	乾いていて大きなダンボールのみ ※ 濡れたものや油で汚れたもの・破片は可燃へ
	古紙	新聞紙、雑誌等 ※ 濡れたものや油で汚れたものは可燃へ
	廃油	（詳細は今後の会議等で説明します。）
	金属類	釘、針金類等の金属類、金属片等
	割れた陶器・ガラス	割れた陶器、割れたガラス類、割れたビン等

【各団体で出たごみの廃棄について】

各参加団体でごみの5分別が可能なごみ箱を設置してください。また、模擬店参加団体は、ごみ箱をテントの奥に設置し、団体内で分別ができるようにしてください。

安全委員会が用意するダンボール製のごみ箱は来場者用のごみ箱のため、団体で出たごみを廃棄しないでください。また、各団体で使用するごみ袋は、分別状況をチェックしやすいよう透明なごみ袋を使用してください。透明なごみ袋を使用していない場合や分別状況が悪い場合、仮設ごみ集積所（9号館裏駐車場）にて、中身を出してチェックを行います。

ごみは昨年度同様、仮設ごみ集積所（9号館裏駐車場）にて回収します。

【来場者用ごみ箱の管理について】

大学祭期間中は来場者が出したごみを回収するため、安全委員会が作成したダンボール製のごみ箱を構内各所に設置します。これらのごみ箱の管理も、各団体に行っていただきます。担当になった団体には、ごみの分別・廃棄、ごみ袋の交換を行っていただきます。ごみ袋は安全委員会が用意します。ごみ箱のごみは仮設ごみ集積所（9号館裏駐車場）にお持ちください。

(7) 駐車・駐輪規制について

【大学祭期間中の車両の入構について】

大学祭期間中は、臨時入構許可証を発行された団体・団体委託業者のみ、車両での入構が可能となります。申請を行った団体には、10月20日（木）の安全管理責任者会議にて臨時入構許可申請書の団体控え・預り金と引き換えに臨時入構許可証を交付します。会議の際には、臨時入構許可申請書の団体控え、預り金、安全管理責任者本人の学生証を忘れずにお持ちください。

今年度も、臨時入構許可証を東門にて日ごとに回収します。また、委託した業者車両の臨時入構許可証も東門にて日ごとに回収しますので、業者の方にその旨をお伝えください。

【入構の際の注意事項】

- ・ 申請していない団体・団体委託業者の車両は入構できません。
- ・ 車両は東門より入構してください。入構時は入構ゲートで一時停止し、臨時入構許可証を提示してください。その後、大学祭実行委員の指示を受けて駐車・積み下ろしを行ってください。
- ・ 積み下ろしは情報処理施設北側駐車場で行ってください。この駐車場の使用は15分です。必ず時間内に積み下ろしを終えてください。
- ・ 長時間の駐車をすることは、第6・7駐車場を利用してください。
- ・ 団体委託業者は情報処理施設北側駐車場のみ使用可能です。
- ・ 例年、積み下ろしを路上で行う団体が見受けられます。絶対に路上駐車を行わないでください。

【退構の際の注意事項】

・ 退構の際は、必ず東門で臨時入構許可証を返却してから退構してください。返却されていない場合、預り金は返却できません。来年度の車両入構が認められなくなる場合もありますので必ず臨時入構許可証を返却するようにしてください。

(8) フロア・ブロック代表団体について

今年度のフロア・ブロック代表団体は以下の通りになりました。

フロア代表	ブロック代表
A 文藝部	A 茶道研究会
B Jazz 研究会	B 体育会バドミントン部
C das Lied	C AR 会
D クイズ研究会	D 体育会柔道部
	E 体育会ワンダーフォーゲル部
	F 高鳥千夏
	G 舞米
	H skyhand

ごみ箱担当団体、トイレ・流し場清掃団体については10月13日(木)に行う第5回 みやこ祭参加準備会議にて説明します。

フロア・ブロック代表団体の代表者の方は、詳しい業務内容の説明をしますので、10月20日(木)に行われる安全管理責任者会議にご出席ください。

2. 商業施設の利用について

(1) イトーヨーカドーのダンボールの利用について

大学祭準備において、多くの団体がダンボールを使用します。例年、店頭の商品購入者専用のダンボール置場から無断で大量にダンボールを運び出す団体がいるため、イトーヨーカドー南大沢店から苦情がきています。過去に大学祭実行委員会がイトーヨーカドーと各団体を仲介したこともありましたが、受け取り可能な時間および枚数の制限が厳しいことや、申請した枚数通りに受け取れない団体が出たため、今年度も例年に引き続きイトーヨーカドー南大沢店のダンボールの使用を禁止します。各団体で、早い時期から大学祭で必要になるダンボールを各家庭やイトーヨーカドー南大沢店以外の施設から入手するようお願いします。

(2) 商業施設を利用する際の注意

大学祭が近づくとつれ、近隣のスーパーマーケットやホームセンターなどの商業施設を利用することが増えてくると考えられます。大学祭準備の時期とは限りませんが、この時期にショッピングカートや買い物カゴを持ち出し、学内に放置するという例が稀に見受けられます。

今年度も大学祭準備から大学祭期間中において、いかなる場合でも近隣の商業施設のショッピングカートや買い物カゴの持ち出し・大学構内への持ち込みを禁止とします。

(3) 両替に関する注意

例年、大学祭期間中の模擬店運営のための両替に Fab 南大沢 2 階タイトーステーションを利用する団体が多く見受けられており、苦情もきています。これは営業妨害にあたります。両替に関しては銀行施設を利用してください。

近隣の商業施設へ迷惑をかけずに大学祭を行うために、ご理解・ご協力をよろしくお願ひします。

3. 事務局より

(1) 個別折衝について

第2次申請として提出していただいた申請内容を最終調整・確認するため、個別折衝を行います。

極めて詳細な事項を、最終調整・確認するため、各参加団体の代表者が個別折衝に参加してください。1号館物件、7号館物件、特別参加物件、備品、屋内電力、立て看板、解錠・施錠についていずれか1つでも使用申請を行った団体は、ご参加ください。また、PAリクエストシートを提出した団体および講堂使用団体も参加してください。ただし、やむを得ない事情で代表者が当日に参加できない場合や、代理の方が参加する場合は、9月30日（金）までに大学祭実行委員会事務局にご連絡ください。万が一、事前の連絡なく、欠席や代理出席をした場合、ご希望に沿えなくなる恐れがありますので、あらかじめご了承ください。

* 個別折衝

日程：10月3日（月）

時間：17：30～19：30

場所：7号館218番教室

上記の時間内は常時受付を行っておりますので、ご都合のよい時間にお越しください。

(2) 今年度のみやこ祭について

第18回みやこ祭にご参加くださる団体の皆様に、改めてお礼申し上げます。今年度は従来の「みやこ祭」の盛況を取り戻しつつ、新型コロナウイルス感染対策にも十分配慮した新しい形の「みやこ祭」を目指しております。それに伴い、参加団体の皆様に以下の点につきましてご理解・ご協力いただきたく思います。

①みやこ祭参加用チケットについて

今年度のみやこ祭は参加にあたり、「入場チケット（仮）」が必要となります。屋内参加、模擬店参加、特別参加、いずれの参加形態に団体として参加する場合は、「入場チケット（仮）」の提示が必要となります。チケットの詳細は10月6日（木）に開催される第4回 大学祭総会、10月13日（木）に開催される第5回 みやこ祭参加準備会議にて説明します。

各団体の皆様の、各企画日程分の「入場チケット（仮）」は大学祭実行委員会で取得し、配布いたします。大学祭実行委員会から配布する数は、事前に申請して頂いた数のみです。チケットは10月10日（月）以降、大学祭実行委員会からメールにて配布予定です。

②飲食スペース設置に伴う模擬店営業について

今年度は模擬店参加の皆様が提供する飲食物の食事場所の確保のため、大学祭会場内に「飲食スペース」を設置いたします。なお、「飲食スペース」以外の大学構内での飲食は全面禁止とします。①みやこ祭参加者数制限、②「飲食スペース」以外での飲食禁止、③「飲食スペース」の収容人数制限の3点から例年の模擬店の売上が見込めない可能性があります。飲食スペースの利用には先述の「企画参加チケット」の提示が必要です。予めご了承ください。

今年度の材料の仕入れや仕込みの数には十分ご注意ください。

③各参加形態の感染症対策について

各参加形態の企画を運営していただくにあたって、以下の感染症対策を遵守していただきますようお願いいたします。

【屋内参加】

- ・アルコール消毒の設置
- ・マスクの着用
- ・部屋の換気の徹底
- ・企画参加者の入室時の「入場チケット（仮）」の確認

*アルコール消毒液は大学祭実行委員会が用意しますので、配布されたものを企画部屋に設置してください。

【模擬店参加】

- ・商品販売時の「入場チケット（仮）」の確認
- ・アルコール消毒の設置
- ・マスクの着用
- ・レジ前のビニールカーテンの設置
- ・コイントレーの使用

*アルコール消毒液とビニールカーテンは大学祭実行委員会が用意しますので、配布されたものを模擬店テントに設置してください。

【特別参加】

- ・団体内でのアルコール消毒の実施
- ・ステージ上で密にならないような公演

*アルコール消毒液は大学祭実行委員会が用意しますので、控室に置かれたものをご利用ください。

④参加団体の感染症対策について

参加団体の皆様の「入場チケット」の事前取得のため、各団体の皆様の「第18回みやこ祭 参加者名簿」をご提出いただきます。名簿に記載のない方の「入場チケット」の取得は大学祭実行委員会側では行いません。また、企画を行わない日の「入場チケット」の取得は一切行いません。必ず全参加団体をご提出ください。

【第18回みやこ祭 参加者名簿】

提出期限：9月30日（金）18：00

提出先：大学祭実行委員会事務局

mepo.jimukyoku18th@gmail.com



形式：Excel ファイル

ファイル名を「団体名_参加者名簿」としてください。

厳しいようでしたら Excel 以外の形式で構いません。

内容：団体名、代表者氏名、安全管理責任者氏名を必ず記載の上、企画に参加する予定の方を以下の例のようにまとめてください。締切厳守でお願いいたします。提出期限以降の申請をいただいても、「入場チケット（仮）」を確実に取得できない可能性がございます。予めご了承ください。

【参加者名簿例】

団体名	オレガノ研究会
-----	---------

	氏名	電話番号	役職
代表者		012-3456-7890	会計
安全管理責任者		123-4567-8901	探検隊長

参加者一覧	氏名	電話番号	参加日程
1			
2			
3			
4			

4. 広報局より

写真・動画撮影許可及び二次使用の許可について

大学祭の宣伝や、次年度の大学祭の参考にするために、大学祭期間中に広報局の記録担当が企画の最中に一眼カメラやスマートフォンを使って企画の様子を撮影します。撮影したデータを大学祭のパンフレットや SNS に掲載させていただく場合もあります。

ご協力いただけますと幸いです。

※二次使用の際に個人名の掲載はいたしません。

※使用許可をいただけない団体の撮影はいたしません。

※撮影が難しい場合は恐れ入りますが、下記の公式 Twitter に団体名と企画の日時を明記の上、メッセージを送ってください。

〈広報局公式 Twitter〉

アカウント名 めぼみやこ祭実行委員会広報

ユーザー名 @miyakol8th

(右の QR コードからも読み取れます。)



5. その他

◆ 今後の会議日程

該当する会議には必ずご出席をお願いいたします。

■ 個別折衝

日程：10月3日（月）

時間：17：30～19：30

場所：7号館218番教室

対象：第2次申請を行った団体の代表者

■ 第4回 大学祭総会

日程：10月6日（木）

時間：19：30～（予定）

形態：オンライン（Zoom）

対象：上部団体に加盟している団体の代表者1名

■ 立て看板設置会議

日程：10月7日（金）

時間：17：00～（予定）

場所：7号館215番教室

対象：立て看板の設置の申請を行った団体の代表者

■ 第5回 みやこ祭参加準備会議

日程：10月13日（木）

時間：未定

形態：未定

対象：みやこ祭に参加される団体の代表者・安全管理責任者

※ 安全管理に関する重要なお知らせを行うため、代表者の方だけでなく安全管理責任者の方も出席するようお願いします。

■ 安全管理責任者会議

日程：10月20日（木）

時間：17：00～（予定）

場所：11号館204番教室

対象：みやこ祭に参加される団体の安全管理責任者

■ 第18回みやこ祭 全体準備会議

日程：11月2日（水）

時間：10：00～（受付時間9：30～9：50）（予定）

場所：1号館120番教室（予定）

対象：みやこ祭に参加される団体の代表者・安全管理責任者

■ 第18回みやこ祭 全体後片付け会議

日程：11月6日（日）

時間：10：00～（受付時間9：30～9：50）（予定）

場所：1号館120番教室（予定）

対象：みやこ祭に参加される団体の代表者・安全管理責任者

※ 新型コロナウイルス感染症の流行により、上記の日程が変更になる場合があります。また、会議の開催形態および開催場所に関しては調整中です。詳細が決まり次第、大学祭実行委員会からご連絡します。メールや Twitter、看板等での連絡にご注意ください。

◆ 会議日程のお知らせについて

大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議については、メールや看板だけでなくホームページや **Twitter** でもお知らせしています。

ぜひご確認やフォローをお願いします。

【第18回みやこ祭公式ホームページ】

URL <http://miyakomatsuri.com>
(右の QR コードからも読み取れます。)



【Twitter アカウント】

アカウント名 東京都立大学祭実行委員会めぼ
ユーザー名 @miyakomatsuri
URL <https://twitter.com/miyakomatsuri>
(右の QR コードからも読み取れます。)



2022年度 第4回 みやこ祭参加準備会議 資料

発行 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール201 談話室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku18th@gmail.com

HP <http://miyakomatsuri.com>



メールアドレス



HP